【神奈川県中井町】
１人１台端末の利活用に係る計画

◆計画策定の背景

あらゆる産業や社会生活において、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の高度な最先端技術が取り入れられる Society5.0 時代が到来し、急激に変化する時代の中で学習面における情報教育への対応の遅れが指摘されています。

このことから、文部科学省では、１人１台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された教育 ICT 環境を実現するとして、令和元年度に GIGA スクール構想を策定しました。

また、学校に対しては、これまで充実が図られてきた「個に応じた指導」を学習者の視点から整理した概念として「個別最適な学び」と、これまでの日本型学校教育において重視されてきた「協働的な学び」が融合した「令和の日本型学校教育」の推進を図ることが求められています。全ての子供たちの可能性を引き出す、「令和の日本型学校教育」を実現するためには、学校教育の基盤的なツールとして、ICT は必要不可欠なものであるとされています。

このような状況において、中井町では令和３年度より１人１台端末を導入し、情報教育を推進してきたところです。「誰一人取り残されることのない、個に最適化された情報教育」を着実に推進するため、本計画を策定しました。

◆中井町が目指す姿

中井町においては、令和３年度からの３か年を GIGA スクール構想の第１期と位置づけ、１人１台端末を導入し、授業における日常的な利活用を推進してきました。

令和６年度からの３か年を GIGA スクール構想の第２期と位置づけ、タブレット端末等のツールを「使用（提示型授業）」から「活用（主体的な選択による使用）」への移行を推進していきます。

また１人１台端末の活用により、外国につながりのある児童・生徒、不登校児童・生徒、インクルーシブ教育など、個々の事情に即した学びの機会の保証を推進するとともに、学習以外の利活用により教職員の働き方改革を合わせて推進します。

上記目標に向けて取組を推進することにより、情報教育が浸透し、多様な学びが実現する一方で、情報を扱う際にはリスクが伴います。情報セキュリティや情報モラル、著作権の保護などに関する各種研修をとおして、教職員や児童・生徒の情報を正しく扱うことに対する意識向上に努めます。

◆GIGA スクール構想第１期の総括

GIGA スクール構想１期では、端末や授業支援ソフトウェア、ドリルソフトウェアを整備した他、端末の活用を進めるために導入時から ICT 支援員事業を実施しました。1 人 1 台端末を活用できるよう、GIGA ネットワーク保守、年次更新や転入時のアカウント作成、アプリの配信を外部の業者に委託することにより、1 人 1 台端末が滞りなく使える環境を準備しました。

2 年目は 1 人 1 台端末を授業の中で活用するために、授業の設計段階から支援を行う人員を配置、授業レポートの作成、スキルチェックシートを作成しました。教員は蓄積した授業レポートを見ることで、様々な学年で 1 人 1 台端末を効果的に活用できる場面が分かり、学年が変わっても ICT の利活用ができるような取組を実施しました。

以降は、人に依存せず常に相談できることを重視し、現地での支援ではなく、チャットでの問合せを実施し、教員の ICT スキルの向上を図っています。また、教員のスキル別に研修会を実施し、教員間での ICT スキルの平準化も図っています。

その結果、令和 6 年度に教員向けに実施した現在の 1 人 1 台端末の利活用調査によると、1 人 1 台端末を週 3 回以上活用している教員が半数以上となりました。しかし、「教職員と児童・生徒もしくは、児童・生徒同士がやりとりをする場面」や「児童・生徒自身が自分の特性や理解度、進度に合わせて課題に取り組む場面」といった個別最適な学びや協働的な学びにおける場面での活用は 3 割程度に留まっています。課題の一つとして、児童・生徒の 1 人 1 台端末におけるリテラシー・スキル不足が考えられます。

また、外国につながりのある児童・生徒は増加傾向にあるため、1 人 1 台端末を活用し、授業支援に向けたツールの検討をする等、更なる学びの保証に向けた取組が必要と考えられます。

◆１人１台端末の利活用方策

（1）1 人 1 台端末の積極的活用及び個別最適・協働的な学びの充実

1 人 1 台端末の活用においては、個別最適な学びや協働的な学びにおいて 1 人 1 台端末を効果的に活用することを目指します。児童・生徒が自身に合った手法を選択して学ぶことや、児童・生徒同士データをクラウドで共有し、他者の考えを参照して学んだり、共同編集機能を活用して協働したりする活動を促進します。

そのための方策の一つとして、児童・生徒においては、小学校低学年からタイピングスキル向上のための取組を推進し、端末の利用頻度の底上げを目指します。教員においては、場面に応じたソフトウェアの使い方の研修を検討します。これにより、令和 8 年度までに 1 人 1 台端末を週 3 回以上活用している教員が 7 割に達することを目標とします。

また、端末の活用を進めるため、引き続き研修及びオンライン等による支援を実施し、教員の ICT スキルの向上を図ります。

さらに、1 人 1 台端末の活用促進に伴い、情報セキュリティや情報モラル、著作権の保護などに関する各種研修や、児童・生徒が有害な情報へアクセスすることを防ぐための URL フィルタリングなどにより、教職員や児童・生徒が安心して 1 人 1 台端末を活用できる環境整備を検討します。これにより、1 人 1 台端末の持ち帰り学習の促進も目指します。

（2）学びの保障

特別な支援を要する児童・生徒においては、特別支援教育に特化したソフトウェアを活用することで、個々の特性に応じた支援計画の立案・支援を行うとともに、特別支援学級の教員の指導力向上や負担軽減を図ります。

また、外国につながりのある児童・生徒においては、1 人 1 台端末で活用できる翻訳ソフトなど、授業において双方向のやり取りがしやすい環境整備を検討します。

不登校傾向のある児童・生徒においては、教育支援センター（たんぽぽ教室）に端末やネットワーク環境を整備し、遠隔授業ができる環境を整えます。